昭和三十七年政令第三百二十九号

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令

内閣は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第四条第一項、第六条第三項及び附則第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（保管場所の要件）

第一条　自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三条の政令で定める要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

一　当該自動車の使用の本拠の位置との間の距離が、二キロメートル（法第十三条第二項の運送事業用自動車である自動車にあつては、国土交通大臣が運送事業（同条第一項の自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業をいう。）に関し土地の利用状況等を勘案して定める地域に当該自動車の使用の本拠の位置が在るときは、当該地域につき国土交通大臣が定める距離）を超えないものであること。

二　当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から当該自動車を支障なく出入させ、かつ、その全体を収容することができるものであること。

三　当該自動車の保有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。

（保管場所の確保を証する書面等）

第二条　法第四条第一項の政令で定める書面は、自動車の保有者の申請により、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明した書面とする。

2　法第四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第三条に規定する保管場所として確保されていることを証明する旨の通知であつて、当該警察署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）から電気通信回線を通じて法第四条第一項に規定する当該行政庁の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。

（届出事項）

第三条　法第五条、第七条第一項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第十三条第三項の政令で定める事項は、当該自動車に関する次に掲げるものとする。

一　車名

二　型式

三　車台番号

四　車体の長さ、幅及び高さ

（法第十一条第一項及び第二項の規定の適用除外に係る用務等）

第四条　法第十一条第三項の政令で定める特別の用務は、次の各号に掲げる用務とする。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第二項の規定による災害応急対策の実施

二　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十三条第二項の規定による自衛隊の行動

2　法第十一条第三項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　自動車が、工作物の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

二　自動車が、自衛隊法第七十七条の規定による防衛出動待機命令又は同法第七十九条第一項の規定による治安出動待機命令に基づく待機が行われている間、当該待機のため駐車することがやむを得ない場合

三　自動車が、医師若しくは歯科医師の往診又は助産師の出張による業務が行われている間、当該業務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

四　自動車が、生命が危険な状態にある傷病者を看護する用務が行われている間、当該用務のため駐車することがやむを得ない場合

五　自動車が、報道機関による報道の取材が行われている間、当該報道の取材のため駐車することがやむを得ない場合

六　自動車が、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに掲げるもの並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十八条第一項の規定の適用がある線路及び空中線並びにこれらの附属設備に係る工事が行われている間、当該工事の実施のため駐車することがやむを得ない場合

七　自動車が、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七十七条第一項の規定による道路の構造に関する調査が行われている間、当該調査の実施のため駐車することがやむを得ない場合

八　自動車が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査が行われている間、当該用務のため駐車することがやむを得ない場合

九　自動車が、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五章の規定による退去強制手続を執行する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

十　自動車が、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十八条第一項に規定する事務（同法第四条第一項第六十三号及び第六十四号に掲げる事務に係るものに限る。）が行われている間、当該事務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

十一　火事、出水等の事故その他自己の責めに帰することのできない理由により自動車の保管場所を使用することができないため道路上の場所を当該自動車の保管場所として使用し、又は道路において法第十一条第二項各号のいずれかに掲げる行為をすることがやむを得ない場合において、新たに自動車の保管場所を確保するため通常必要と認められる間、当該道路上の場所を管轄する警察署長に届け出て当該行為をするとき。

（方面公安委員会への権限の委任）

第五条　法第八条、第九条第一項から第五項まで、第十条第一項、第十二条及び第十三条第二項の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

2　前項の規定により方面公安委員会が法第十条第一項の規定による聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従うものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、昭和三十七年九月一日から施行する。

（保管場所の確保を証する書面の提出等、保管場所標章等の規定の適用地域）

2　法附則第二項の政令で定める地域は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める特別区及び市町村の区域とし、その区域は、平成十二年六月一日における区域とする。

一　法第四条第一項の処分に係る自動車　特別区並びに市、町及び別表第一に掲げる村の区域

二　軽自動車である自動車　特別区及び別表第二に掲げる市の区域

（保管場所としての道路の使用の禁止等の規定の適用地域）

3　法附則第三項の政令で定める地域は、前項第一号に定める区域とする。

（届出事項）

4　法附則第七項の政令で定める事項は、同項の規定による届出に係る自動車に関する第三条各号に掲げる事項とする。

附　則（昭和三八年五月九日政令第一六一号）

この政令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

附　則（昭和四〇年七月一日政令第二四一号）

第二条の改正規定及び別表第一の改正規定は昭和四十年九月一日から、第三条の改正規定及び別表第二を削る改正規定は同年十一月一日から施行する。

附　則（昭和四二年一一月二〇日政令第六号）

1　この政令中別表の改正規定は昭和四十二年二月一日から、第一条の改正規定は同年三月一日から施行する。

2　この政令の施行前に事業用自動車につき警察署長に対して改正前の第一条第一項の申請があつた場合の同項の書面については、なお従前の例による。

附　則（昭和四五年七月二七日政令第二七号）　抄

1　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十五年八月二十日）から施行する。

附　則（昭和四六年一一月二四日政令第三四八号）　抄

1　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十八号。以下「改正

法」という。）の施行の日（昭和四十六年十二月一日）から施行する。

12　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13　この政令の施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、なお従前の例による。

附　則（昭和四七年四月二八日政令第一〇〇号）

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（昭和四十六年法律第百三十号）の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附　則（昭和四八年三月三一日政令第四一号）　抄

1　この政令は、昭和四十八年六月一日から施行する。

附　則（昭和五五年六月二三日政令第一八三号）　抄

1　この政令中、第一条の規定は附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律（昭和五十五年法律第十三号）の施行の日（昭和五十五年六月三十日）から、第二条並びに附則第二項及び第三項の規定は郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十八号）の施行の日（昭和五十五年七月一日）から施行する。

附　則（昭和五六年一〇月二七日政令第三一〇号）

この政令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附　則（昭和五九年六月六日政令第一七六号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海海運局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

附　則（昭和五九年六月一三日政令第一八四号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附　則（昭和六〇年三月一五日政令第三一号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附　則（平成二年七月一〇日政令第二一一号）

この政令は、貨物運送取扱事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附　則（平成三年一月三一日政令第一二号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

附　則（平成六年九月一九日政令第三〇三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附　則（平成七年六月二六日政令第二六四号）

この政令は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第七十三号）の施行の日（平成八年一月一日）から施行する。

附　則（平成一〇年六月一二日政令第二一四号）

（施行期日）

1　この政令は、平成十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一二年六月七日政令第三〇三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一二年六月二三日政令第三五九号）

（施行期日）

1　この政令は、平成十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一四年一月一七日政令第四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附　則（平成一四年一〇月三〇日政令第三二一号）

この政令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附　則（平成一六年三月二四日政令第五九号）

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附　則（平成一七年五月二七日政令第一八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十二月二十六日）から施行する。

附　則（平成二八年三月三一日政令第一〇三号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（附則第二項関係）

都道府県名	郡名	村名
青森県	南津軽郡	田舎館村
岩手県	岩手郡	滝沢村
宮城県	黒川郡	大衡村
福島県	北会津郡	北会津村
	河沼郡	湯川村

別表第二（附則第二項関係）

茨城県	那珂郡	東海村
	新治郡	新治村
	筑波郡	谷和原村
埼玉県	大里郡	大里村
	北埼玉郡	南河原村　川里村
千葉県	印旛郡	印旛村　本埜村
富山県	中新川郡	舟橋村
	射水郡	下村
静岡県	磐田郡	豊岡村
愛知県	海部郡	十四山村　飛島村　立田村　八開村
大阪府	南河内郡	千早赤阪村
奈良県	山辺郡	都祁村
	高市郡	明日香村
鳥取県	西伯郡	日吉津村
岡山県	都窪郡	山手村　清音村
愛媛県	越智郡	朝倉村
沖縄県	中頭郡	北中城村　中城村
	島尻郡	豊見城村　大里村

都道府県名	市名
北海道	札幌市　函館市　小樽市　旭川市　室蘭市　釧路市　帯広市　北見市　苫小牧市　江別市
青森県	青森市　弘前市　八戸市
岩手県	盛岡市
宮城県	仙台市　石巻市
秋田県	秋田市
山形県	山形市　鶴岡市　酒田市
福島県	福島市　会津若松市　郡山市　いわき市
茨城県	水戸市　日立市　土浦市　つくば市　ひたちなか市
栃木県	宇都宮市　足利市　小山市
群馬県	前橋市　高崎市　桐生市　伊勢崎市　太田市
埼玉県	川越市　熊谷市　川口市　浦和市　大宮市　所沢市　岩槻市　春日部市　狭山市　深谷市　上尾市　与野市　草加市　越谷市　蕨市　戸田市　入間市　鳩ケ谷市　朝霞市　志木市　和光市　新座市　八潮市　富士見市　上福岡市　三郷市
千葉県	千葉市　市川市　船橋市　木更津市　松戸市　野田市　佐倉市　習志野市　柏市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鎌ケ谷市　浦安市
東京都	八王子市　立川市　武蔵野市　三鷹市　青梅市　府中市　昭島市　調布市　町田市　小金井市　小平市　日野市　東村山市　国分寺市　国立市　田無市　保谷市　狛江市　東大和市　清瀬市　東久留米市　多摩市　稲城市
神奈川県	横浜市　川崎市　横須賀市　平塚市　鎌倉市　藤沢市　小田原市　茅ケ崎市　相模原市　秦野市　厚木市　大和市　海老名市　座間市
新潟県	新潟市　長岡市　上越市
富山県	富山市　高岡市
石川県	金沢市　小松市
福井県	福井市
山梨県	甲府市
長野県	長野市　松本市　上田市　飯田市
岐阜県	岐阜市　大垣市　多治見市　各務原市
静岡県	静岡市　浜松市　沼津市　清水市　三島市　富士宮市　富士市　焼津市　藤枝市
愛知県	名古屋市　豊橋市　岡崎市　一宮市　瀬戸市　半田市　春日井市　豊川市　刈谷市　豊田市　安城市　小牧市
三重県	津市　四日市市　伊勢市　松阪市　桑名